

# 充電設備導入促進事業実施要綱

(制定) 平成30年4月18日30環改車第 71号

(改正) 平成31年3月29日30環改車第634号

(改正) 令和元年5月30日31環地次第111号

(改正) 令和2年6月29日2環地次第194号

(改正) 令和3年6月8日3環地次第149号

(改正) 令和3年7月16日3環地次第250号

(改正) 令和4年6月24日4環地次第130号

## 第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の充電設備の導入を促進するとともに、あわせて、集合住宅において二酸化炭素等を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくために行う「充電設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、充電設備を導入する者（集合住宅において充電設備と同時に太陽光発電システム及び蓄電池を導入する者を含む。）に対し、当該設備の導入に要する経費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(3) V2H充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

- (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - (5) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 2 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 3 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- 4 非公用充電 電気自動車等の所有者の自宅や事務所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。
- 5 公公用充電 移動先の目的地での滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。
- 6 管理組合等 都内の集合住宅の管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあっては、当該集合住宅の建築主とする。）をいう。
- 7 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。  
ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。  
イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。
- 8 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。

#### 第4 本事業の内容

都は、次のとおり充電設備並びに太陽光発電システム及び蓄電池の導入に要する経費の助成を行う。

##### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、都内において2の助成対象設備を所有する者（管理組合等が自ら2の助成対象設備を購入し設置する場合にあっては、当該管理組合等）とする。ただし、次の者を除く。

- (1) 非公用充電のために集合住宅に充電設備を設置する場合にあっては、国及び地方公共団体
- (2) 非公用充電のために事務所・工場等に充電設備を設置する場合（都が実施するEVバス導入促進事業の助成金の交付の決定を受けた車両のための充電設備を

設置する場合を除く。) にあっては、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国の出資又は費用負担の比率が 50 パーセントを超える法人

- (3) 公公用充電のために商業施設及び宿泊施設等に充電設備を設置する場合にあっては、国、地方公共団体(都内の区市町村を除く。)、独立行政法人、地方独立行政法人及び国の出資又は費用負担の比率が 50 パーセントを超える法人
- (4) (1) から (3) までの者と助成金の交付対象となる設備に係るリース契約を締結する者

## 2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる設備は、次の要件を満たすものとする。

### (1) 充電設備

#### ア 非公用充電

(ア) 集合住宅に設置する場合にあっては、平成 30 年 6 月 15 日から令和 5 年 1 月 31 日まで、事務所・工場等に設置する場合にあっては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで(国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資又は費用負担の比率が 50 パーセントを超える法人が EV バス導入促進事業の助成金の交付の決定を受けた車両のための充電設備を設置する場合にあっては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで) の間に設置するものであること。

(イ) 非公用充電のために、集合住宅に属する駐車場又は事務所・工場等に勤務する従業員、事業者が利用する駐車場に設置するものであること。

(ウ) 令和 4 年 3 月 31 日までに設置した場合にあっては、経済産業省が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業、クリーンエネルギー自動車導入促進補助事業及びクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業において、その事業を実施する一般社団法人性世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

同年 4 月 1 日以降に設置する場合にあっては、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

(エ) 未使用であること。

(オ) 充電設備が既に設置されている場所において、当該充電設備を撤去して設置するものでないこと。

#### イ 公公用充電

(ア) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで(ただし、都内の区市町村が設置する場合又は充電設備がすでに設置されている場所において当該充電設備を撤去して新たに急速充電設備を設置する場合にあっては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで) の間に設置するものであること。

(イ) 公公用充電のために、商業施設及び宿泊施設等の電気自動車等の普及に

特に有効と認められる施設に設置するものであること。

(ウ) 令和4年3月31日までに設置した場合にあっては、経済産業省が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業、クリーンエネルギー自動車導入促進補助事業及びクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

同年4月1日以降に設置する場合にあっては、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

(エ) 未使用であること。

(オ) 急速充電設備を除く充電設備にあっては充電設備が既に設置されている場所において、当該充電設備を撤去して設置するものでないこと。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和2年度までに設置したもの）

ア 平成30年6月15日から令和3年3月31日までの間に設置したものであること。

イ 集合住宅に設置し、かつ、充電設備と同時に設置したものであること。

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受けない設備その他の太陽光発電システムで発電した電気を売電しないものであること。

エ 太陽光発電システムから供給される電気を、当該太陽光発電システム及び蓄電池を設置した集合住宅における充電設備又は集合住宅の共用部において使用すること。

オ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

カ 未使用であること。

(3) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和3年度以降に設置するもの）

ア 令和3年4月1日から令和5年1月31日までの間に設置するものであること。

イ 集合住宅に設置し、かつ、V2H充放電設備と同時に設置するものであること。

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく認定を受けない設備その他の太陽光発電システムで発電した電気を売電しないものであること。

エ 太陽光発電システムから供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する集合住宅におけるV2H充放電設備又は集合住宅の共用部において使用すること。

オ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、JET又はIECのIECE

E-P V-F C S 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。  
カ 未使用であること。

### 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

#### (1) 充電設備

ア 非公用用充電

(ア) 設備購入費

(イ) 設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。以下同じ。）

(ウ) 受変電設備改修費（令和3年4月1日以降に設置するものに限る。以下同じ。）

イ 公公用充電

(ア) 設備購入費

(イ) 設置工事費（令和2年4月1日以降に設置するものに限る。）

(ウ) 受変電設備改修費

#### (2) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和2年度までに設置したもの）

ア 設備購入費

イ 設置工事費

#### (3) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和3年度以降に設置するもの）

ア 設備購入費

イ 設置工事費

### 4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

#### (1) 充電設備

ア 非公用用充電

(ア) 設備購入費（事務所・工場等に設置する急速充電設備又は令和2年4月1日以降に設置する集合住宅の急速充電設備）

購入価格又は経済産業省が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業若しくはクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「経産省補助事業」という。）においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のうち目的地充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他の同種の補助事業（以下「他補助事業」という。）を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）の2倍の額（ただし、令和2年3月31日までに事務所・工場等に

設置した急速充電設備については、センターが充電設備の種類等に応じて承認した本体価格（国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のもの）のいずれか低い方の金額から他補助事業の補助金額を差し引いた額

(イ) 設備購入費（普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、事務所・工場等に設置するV2H充放電設備、令和2年4月1日以降に設置する集合住宅のV2H充放電設備。ただし、令和3年4月1日以降に事務所・工場等に設置する普通充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドであって、同時に社有車を10台以上購入する場合を除く。）

購入価格から経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める基礎充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点（経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点）のもの。ただし、令和2年3月31日までに設置したものについては、センターが充電設備の種類等に応じて定めた補助金交付上限額（国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点）の補助率2分の1のものとし、令和2年4月1日以降に設置するV2H充放電設備については、センターが充電設備の種類等に応じて定めた補助金交付額（都が本助成金の交付申請を受理した時点（経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点）のものとする。）のいずれか低い方の金額

(ウ) 設備購入費（令和2年3月31日までに設置した集合住宅のV2H充放電設備又は令和3年4月1日以降に事務所・工場等に設置する普通充電設備、充電用コンセント若しくは充電用コンセントスタンドであって、同時に社有車を10台以上購入する場合）

購入価格から経産省補助事業の補助金額若しくは他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額（国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点の補助率3分の2のもの）の2分の1の額のいずれか低い方の金額

(エ) 設置工事費（令和2年4月1日以降に設置する急速充電設備）

工事費から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とし、309万円を上限とする。

(オ) 設置工事費（普通充電設備、V2H充放電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド）

工事費又は81万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、令和3年3月31日以前に設置した場合は、工事費から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を

差し引いた額とし、81万円を上限とする。

(カ) 受変電設備改修費

改修費又は435万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

イ 公共用充電

(ア) 設備購入費（一基当たりの定格出力が90kW未満の急速充電設備及び令和2年4月1日以降に設置する一基当たりの定格出力が90kW以上の急速充電設備）

購入価格又は経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める目的地充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）の2倍の額から、経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額

(イ) 設備購入費（普通充電設備、V2H充放電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド）

購入価格から経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額を差し引いた額又は経産省補助事業において充電設備の種類等に応じて定める目的地充電の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点（経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点）のものとする。令和2年4月1日以降に設置するV2H充放電設備においては、センターが充電設備の種類等に応じて定めた補助金交付額（都が本助成金の交付申請を受理した時点（経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点）のものとする。）のいずれか低い方の金額

(ウ) 設置工事費（急速充電設備）

工事費から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とし、309万円を上限とする。

(エ) 設置工事費（普通充電設備、V2H充放電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド）

工事費又は81万円のいずれか低い方の金額から他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。ただし、令和3年3月31日以前に設置した場合は、工事費から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とし、81万円を上限とする。

(オ) 受変電設備改修費

改修費又は435万円のいずれか低い方の金額から他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和2年度までに設置したもの）の設備購入

## 費及び設置工事費

助成対象経費の合計金額に10分の10を乗じた額とし、1,000万円を上限とする。

### (3) 太陽光発電システム及び蓄電池（令和3年度以降に設置するもの）の設備購入費及び設置工事費

ア 助成対象経費の合計金額に10分の10を乗じた額とし、1,000万円を上限とする。

イ 太陽光発電システムに係る経費は、太陽光発電システムの助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、太陽光発電システムの定格総出力（kW）に1kW当たり30万円を乗じた金額を上限とする。

ウ 蓄電池にかかる経費は、蓄電池の助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、蓄電池の定格容量（kWh）に1kWh当たり20万円を乗じた金額を上限とする。

## 5 実施期間

- (1) 助成金の交付申請の募集は、平成30年度から令和3年度まで行う。
- (2) 助成金の交付は、令和4年度までに行う。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

## 第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

2 令和4年3月31日までに本助成金の交付を申請し、及び都に受理されたものについては、充電設備導入促進拡大事業実施要綱（4環地次第130号令和4年6月24日）及び戸建住宅向け充電設備導入促進事業実施要綱（4環地次第130号令和4年6月24日）の規定にかかわらず、この要綱を適用する。